

夢洲第２期区域開発事業者募集に関する会議

1 日 時 令和８年６月３日（水）１６時～１６時３２分

2 場 所 大阪市役所５階 特別会議室

3 出席者 市長
高橋副市長
総務局長
政策企画室長
財政局長
契約管財局長
大阪都市計画局技監（局長代理）
大阪港湾局長

4 議 題 夢洲第２期区域開発事業者募集の主な事項について

5 議事要旨

大阪港湾局、大阪都市計画局より、別添資料について説明を行い、夢洲第２期区域開発事業者募集の主な事項に関して、以下のとおり対応方策が確認された。

（１）事業者募集の対象範囲・処分方法

- ・ 事業者募集の対象土地を、夢洲第２期区域のうち、大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーン、記念公園ゾーン、夢洲駅出入口等を除く範囲とすること
- ・ 土地の処分方法は、基本売却とするが、鉄道基盤施設の範囲については、第２期区域開発事業者へ随意契約による貸付を行うこと

（２）事業者選定方式

- ・ 事業者選定方式は二段階審査方式とすること
- ・ 一次審査において、夢洲第２期区域マスタープラン策定に向けた民間提案者募集における優秀提案者に対して、加点等のインセンティブを付与すること
- ・ 二次審査は、貸付を行う鉄道基盤施設を除く、売却区域での価格競争とすること

（３）契約締結期限・申込保証金

- ・ 契約締結申込期限については、事業予定者決定後、事業予定者による地盤調査等が可能となる日から３年後とすること
- ・ 契約締結時に土地の再鑑定を行い、応札額を上回る場合は再鑑定額に基づく価格での契約とすること
- ・ 申込保証金は事業予定者の契約締結時に徴収することとし、それまでに正当な理由なく契約を締結せず撤退した場合は違約金を徴収すること

（４）万博レガシーの継承と発信

- ・ 第３期区域やグリーンテラスゾーンを含めた一体開発の提案を可能とすること
- ・ 静けさの森の樹木を利活用した、まちづくりと一体となった緑地等の整備を求めること

（５）基盤整備（立体横断施設の整備）

- ・ 第２期区域間を繋ぐ立体横断施設の整備を求めること